

適用 申請書名	健康保険諸訂正（改姓）届
目的	◇健康保険証の氏名・生年月日などの記載事項に変更があった時、健保組合へ提出する。
提出締切	◇随時

【記入見本】

【第一生命従業員(キャリアローテーション者含む)】DN総務事務センター経由・【第一生命以外グループ会社従業員】各社総務経由
 第一生命健康保険組合 御中 令和×年×月×日

1 被保険者
被扶養者

2 ※本人チェック欄
会社宛 改姓手続き
手続き日 (令和×年×月×日)

3 所属またはグループ会社名
部 課
○× 支社 課
会社 営業オフィス

4 健康保険被保険者証
記号 2××× 番号 10×××××
被保険者氏名 第一 花子 (印)
※改姓の場合は、旧姓をご記入ください
社内で旧姓を使用(チェックする) する しない **5**

6 <被保険者(本人)の改姓>

	訂正前		訂正後		理由(必)
	姓	名	姓	名	
ふりがな	だいち	はなこ	けんぼ	はなこ	結婚 離婚 養子縁組 その他 ()
氏名	第一	花子	健保	花子	

7 理由(必) 社内での旧姓の使用についてチェックしてください

●必要書類チェック●
 被保険者(本人)のみの改姓の場合も、被扶養者証に被保険者名が記載されているため、被扶養者含む全員分の「健康保険証」を提出してください。
 全員分の健康保険証を添付し (任意継続者・特例退職者を含む) 全員分の改姓が確認できる公印
 (任意継続者・特例退職者を含む) 全員分の改姓が確認できる公印

<被扶養者(家族)の改姓>

	訂正前		訂正後		理由(必)
	姓	名	姓	名	
ふりがな	だいち	たろう	けんぼ	たろう	結婚 離婚 養子縁組 その他 ()
氏名	第一	太郎	健保	太郎	
ふりがな					結婚 離婚 養子縁組 その他 ()
氏名					
ふりがな					結婚 離婚 養子縁組 その他 ()
氏名					

●必要書類チェック●
 【養子縁組をする場合】配偶者の収入をご確認ください。
 配偶者の収入 > 被保険者の収入 被扶養者除外申請書を提出する(被扶養者として継続できません)
 配偶者の収入 < 被保険者の収入 配偶者の収入がわかる書類を添付した
 【養子縁組をしない場合】もしくは(改名する場合)
 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)を添付した

<生年月日の訂正>

※選択してください	氏名	訂正後
被保険者		昭和 平成 令和
被扶養者		月 日

《 結婚による被扶養者改姓の場合の注意点 》

養子縁組している場合は、被保険者とその配偶者で収入の多い方が優先されるため、引き続き被扶養者とする場合は配偶者の収入を確認できる書類(下記参照)を提出してください。

- 課税証明書、所得証明書等(収入額の記載あるもの)、給与明細(写) ※最低3ヵ月分以上 等
- 年金証書(写)(直近の年度が記載されていること)、年金改定通知書(写)、年金振込通知書(写)等
- 確定申告書(写) + 収支内訳書(写)

本人より配偶者の方の収入が多い場合は、その被扶養者は除外となるため、被扶養者除外申請書を提出してください。

添付書類	健康保険被保険者証 ※ 被保険者の改姓の場合は被扶養者含め全員分の被保険者証が必要です
------	--

【記入項目の説明】

番号	項目名	説明
①	標題	本人の訂正なら「被保険者」を、家族なら「被扶養者」に○印をつける。
②	本人チェック欄	第一生命の方は健保組合のシステムに入力されている被保険者氏名は、人事、営人のデータなので、健康保険証上の訂正はできても、元データの修正ができない為、別途人事課又は営業人事課へ改姓届を出すこと。その経過に○印をつけ記入する。(グループ会社・任継・特退の方は記入不要)
③	所属またはグループ会社名	被保険者の所属 部、支社(営業オフィス)、グループ会社名を記入する。
④	健康保険被保険者証記号番号 被保険者氏名	健康保険証の記号・番号を記入する。本人の氏名・押印する。 ※改姓の場合は、旧姓を記入する。
⑤	旧姓の使用	社内で旧姓を引き続き使用する場合は、「する」にチェックする。
⑥	訂正事項	被保険者、被扶養者の氏名・生年月日のうち、訂正が必要な箇所のみ記入する。 ※氏名変更・改姓等はふりがなも必ず記入する。
⑦	理由	訂正する理由に○印をつける。 ※被保険者の結婚による改姓で被扶養者の養子縁組がある場合は「結婚」「養子縁組」の両方に○印をつける。

Q & A

Q 1. 結婚(離婚)に伴って住所が変わったのですが、住所変更の申請は必要ですか？

A 1. 在籍者の方については、必要ありません。任意継続・特例退職の方については住所変更届を提出いただくか、お電話にて変更を受け付けております。
また、健康保険証裏面の住所欄につきましては、ご自身で訂正願います。
(任意継続・特例退職の方についても、訂正はご自身でお願いします。)
※ 訂正の仕方は、余白(備考欄)に変更後の住所を記入してください。
それでもいっぱい書ききれなくなった場合は、再交付申請(無余白)をして下さい。

Q 2. 現在通院中(もしくは通院予定)だが、新しい被保険者証が発行されるまでどうすればよいですか？

A 2. 医療機関に手続き中の旨の事情を説明し指示に従ってください。全額負担を強いられた場合は、後日保険証を持って行けば精算できるケースがありますが、できない場合は健康保険組合宛ご請求(療養費申請)いただければ、ご返金いたします。